

# 東海地震に関する情報が変わりました

東海地震は、唯一地震予知が可能な地震であり、これまでの計画では、警戒宣言が発表された時点から、地震に対する応急対策をとることとされていましたが、今回、新たに東海地震注意情報が規定され、この情報が発表された時点から地震に対する準備行動をとることになりました。

お知らせ

これまでの情報名	新たな情報名	主な防災対策	
解説情報	<b>◆東海地震観測情報◆</b> 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表されます。	●防災対応は特にありません。 ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。  テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りお過ごしください。	危険度低
観測情報			
判定会招集連絡報	<b>◆東海地震注意情報◆</b> 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。	●東海地震に対処するため、以下のような防災の準備行動がとられます。 ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。 ・救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。 ●気象庁において、東海地震発生につながるかどうかを検討する判定会が開催されます。  テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動してください。	
地震予知情報	<b>◆東海地震予知情報◆</b> 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。	●「警戒宣言」が発せられます。 ●地震災害警戒本部が設置されます。 ●津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。  テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動してください。	危険度高

※葉山町は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていませんが、指定地域に準じた対応となります。  
 問合せ 消防総務課防災係 ☎876-0147

# 固定資産税の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧を 実施します



固定資産税は、土地・家屋及び償却資産の所有者に課税される税金です。町では、固定資産税の縦覧、課税台帳の閲覧を実施します。

## 固定資産税の縦覧

納税者が自己の資産（土地・家屋）の評価額について、他の資産の評価額と比較できるように、縦覧期間中に限り縦覧帳簿を無料で見ることが出来ます。その際、納税者であることの確認のため、納税通知書や身分を証明する書類と印鑑をご持参ください。また、代理人は委任状が必要です。

### 《縦覧できる内容》

土地の納税者：土地の所在・地番・地目・地積・評価額

家屋の納税者：家屋の所在：家屋番号・種類・構造・床面積・評価額等

### 《縦覧できる人》

納税者とその同居の親族・代理人

縦覧期間 四月一日（木）から四月三〇日（金） 八時三〇分～十七時（土・日・祝日を除く）

日・祝日を除く

場所 税務課

## 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳についてはいつでも閲覧できますが、右記の縦覧期間中に限り無料で見ることができます。

### 《閲覧できる人》

納税義務者本人、納税義務者と同居の親族、納税義務者本人からの委任状を持参した人。借地・借家人等。

### 《閲覧に必要なもの》

納税義務者本人、納税義務者と同居の親族の場合は印鑑。代理人の場合は委任状と代理人本人の印鑑。また、借地・借家人の場合は、賃貸借契約書や賃借料等を払い込んだことのわかる領収書等の書類と借地・借家人の印鑑。

## 口座振替に関するご注意

これまで口座振替を利用し、平成十五年中に相続等で納税義務者に変更があった場合、金融機関で変更の届出をしていないと口座振替の利用ができなくなります。引き続き利用される場合は早めの手続きをお願いします。

問合せ 税務課

☎内線二五五・二五六



# 介護保険料(仮徴収)のお知らせ

## (六五歳以上の皆さんへ)

四月上旬に六五歳以上の皆さんへ介護保険料の通知書

又は納付書を郵送します。

ご自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

### 保険料の納め方は…

納め方には、受給している年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替か納付書による納付の「普通徴収」があります。

特別徴収の人は、二ヶ月ごと(四月、六月、八月、十月、十二月、二月)に受給する年金から、自動的に二ヶ月分の保険料が差し引かれるので、金額をご確認ください。

普通徴収の人は、役場から送付される納付書で銀行や郵便局等の金融機関で納付してください。なお、口座振替をご利用の場合は、指定口座から自動的に引き落とされるので、金融機関へ

出向く必要はありません。

○特別徴収は、四月一日現在、六五歳以上で、受給している年金が年額十  
八万円以上の人です。  
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金は特別徴収になりません。

○普通徴収は、特別徴収以外の人です。  
※年度の途中で六五歳になる人、転入した人、年金の受給が始まった人も普通徴収になります。

○災害、失業、倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

### 送付するものは…

納め方により、お手元に届くものがあります。

#### ◆特別徴収

四月～九月までの六ヶ月間の保険料を「介護保険料(仮徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

#### ◆普通徴収

四月～六月までの三ヶ月間の保険料を「介護保険料(仮徴収)納入通知書」によりお知らせします。

※特別徴収の十月～三月(六ヶ月間)、普通徴収の七月～三月(九ヶ月間)は、町民税が確定後の七月にお知らせします。

問合せ 福祉課 ☎内線二三三三

### 子育てに関する

### アンケート調査

町では、今年度に次世代育成支援対策地域行動計画を策定するにあたり、住民の皆さんのご意見や実態を広く計画に反映させるために、一月にアンケート調査を実施しました。

下表のように多くの皆さんにご協力いただきました。

皆さんのニーズを十分に分析させていただき、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境を整えていきたいと考えています。

また、今後も様々なかたちで、ご意見をいただきたいと考えていますので、ご協力ください。

(調査期間 一月二三日～二月九日)

問合せ 福祉課

☎内線二三七・二三八

# 下水道使用料の

## 減免について



下水道使用者で、次のいずれかに該当する場合は、基本料金などが減免になります。

次の要件に該当していることの証明書（身体障害者手帳等）と印鑑を持参し、下水道課窓口で手続きをしてください。同居する代理人等でも手続きができます。

①生活保護法の規定による  
扶助を受けている世帯

全額を免除

②次に掲げる者が世帯にいるとき

基本料金に相当する額を免除

● 障害の程度が一級、二級または三級の身体障害者手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき

● 児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が四〇以下と判断された人が世帯にいるとき

● 障害の程度が四級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、児童相談所または知的障害者更生相談所において知能指数が五〇以下と判断された人が世帯にいるとき

● 障害等級一級または二級の精神障害

者保健福祉手帳の交付を受けている人が世帯にいるとき

③社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設及びこれに準ずるものと町長が認めた施設を経営するとき

基本料金に相当する額を免除

問合せ 下水道課

☎内線三六一・三六二

